

令和6年度 佐賀県緑化運動・育樹運動ポスターコンクール 実施要領

1. 目的

植樹や森林・樹木の保護及び保育の助長並びに県民の緑化意識の高揚を図るとともに、公益社団法人国土緑化推進機構が主催する「令和7年用国土緑化運動・育樹運動ポスター原画募集」に出品するため、その原画を募集する。

2. 主催及び後援

主催：佐賀県

後援：佐賀県教育委員会・公益財団法人さが緑の基金

3. 応募資格

県内の小学校・中学校・高等学校・高等専修学校・義務教育学校・特別支援学校・ろう学校・盲学校の児童・生徒

4. 募集方法や提出期限及び提出先

学校長は、児童・生徒の校内応募作品の中から優秀な原画20点以内を選ぶこと。提出作品の裏には「応募票(別紙2)」を貼り付け、応募作品の概要を記入した「応募作品リスト(別紙1)」を印刷して同封し、令和6年9月10日(火曜日)までに次の提出先に到着すること。(送付又は持ち込み)(持ち込みの場合、平日8:30~17:15受付)(「応募作品リスト」はエクセルのデータのまま、次の提出先メールアドレスまでデータ提出すること)

【提出先】

佐賀県 森林整備課 森川海人プロジェクト推進担当 赤坂
〒840-8570 佐賀市城内1-1-59
TEL:0952-25-7136(直通) FAX:0952-25-7312
E-mail: shinrinseibi@pref.saga.lg.jp
URL(実施要領・別紙1・別紙2のダウンロード先)
佐賀県庁ホームページ>分類から探す>県政情報>
ご意見・情報公開・相談窓口>各種募集

5. 作成要領

(1) 図柄

国土緑化の意を表し、特に植樹や森林・樹木の保護及び保育並びに環境緑化意欲の高揚を強調したものとする。

(2) 用紙

画用紙(ケント紙を含む。)又は紙製ボードで、サイズは、B3判(縦51cm×横36cm)を原則{四ツ切(縦54.5cm×横39.4cm)でも可}とし、縦画(たて長)とすること。なお、パネルは用いないこと。横画(よこ長)は審査対象外。

(3) 画材

クレヨン・パステル・アクリル・水彩用絵の具とし(貼り絵を含む)、他の絵を汚損するおそれのある油絵の具等は用いないこと。油絵は審査対象外。

なお、貼り絵の場合には、確認用の原画カラー写真(サイズは原画の1/2以上)を添付すること。

(4) 文字

原画に文字を入れないこと。文字入りは審査対象外。

※絵の一部としての文字も不可。

(5) 記名

応募作品の裏面に応募票(別紙2)をはがれないように貼り付けること。また、応募票は必ずすべての項目について記入すること。

(6) 応募作品リスト

応募作品リストは、提出の際、印刷した紙を同封することと、合わせて必ずエクセルデータのまま、上記提出先の担当あてにデータで提出すること。(手書きの場合、例年、児童・生徒の氏名・ふりがなや制作意図等の書き間違いが見受けられません。)

(7) 原画は創作に限るものとする。

6. 審査

応募作品は、下記により審査する。

(1) 審査日

令和6年9月下旬から10月中旬の間

(2) 審査員

佐賀県森林整備課長又は副課長
学校教育課長又は義務教育担当
県内学校教諭(美術担当)

(3) 審査結果

令和6年10月末日までに入賞者を決定し、追って応募のあった各学校及び市町教育委員会あてに通知する。

7. 表彰

(1) 入賞

知事賞	・・・	小・中・高校	各1点
教育長賞	・・・	小・中・高校	各3点以内
農林水産部長賞	・・・	小・中・高校	各5点以内

(2) 表彰

- ・入賞者(知事賞除く。)には、賞状及び記念品を贈呈する。
- ・知事賞受賞者は、表彰式にて県産木材を使用した木製賞状及び記念品を贈呈する。

[時期]令和6年11月～12月頃、[場所]未定(入賞者決定後、通知)

(3) 展示

- ・入賞作品は、展示会にて作品を展示予定。

[時期]令和6年10月～11月頃 [場所]未定(入賞者決定後、通知)

(4) その他

- ・入賞者含めた応募者全員に参加賞を贈呈する。

8. 国土緑化運動・育樹運動ポスター原画募集への出品

(1) 知事賞及び教育長賞を受賞した作品は、公益社団法人国土緑化推進機構が主催する「令和7年用国土緑化運動・育樹運動ポスター原画募集」(中央審査会)へ出品する。原則、作品は返却されない。

(2) 中央審査会にて入選した作品の著作権は、国土緑化推進機構に帰属する。

(3) 国土緑化運動・育樹運動用ポスター原画に採用された作品については、必要に応じて修正を加えることがある。

9. その他

(1) 応募作品は原則として返却しない。ただし、県森林整備課へ直接受け取りに来られた学校のみ返却できるため、応募作品リストの該当項目の箇所へ記載すること。
(受取は平日8:30~17:15対応)

(2) 入賞した場合、製作者の氏名を公表する必要があるため、氏名の公表の可否について応募作品リストの該当項目の箇所へ記載すること。

(3) 入賞作品(著作権が国土緑化推進機構に帰属するものは除く)の著作権は佐賀県に帰属し、緑化思想の普及啓発を図るため、ポスター等の原画として採用する場合がある。

(4) 市町からコンクール開催等の理由により譲渡依頼があった場合は、市町にその作品を譲渡することがある。

※例年審査対象外となる作品での応募が見受けられるため、作成要領に特にご留意ください。

※応募票に御記入頂いた個人情報、当該コンクール事業以外に使用しません。